

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 1 号 平成30年度岩国市一般会計補正予算（第5号）

議案第10号 平成31年度岩国市一般会計予算

以上2議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め、可決すべきものと決しました。

議案第 2号 平成30年度岩国市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）

議案第11号 平成31年度岩国市土地取得事業特別会計予算

議案第49号 岩国市公共施設等総合管理基金条例

議案第50号 岩国市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第51号 岩国市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第52号 重複地番解消のための山地番の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第53号 社会保障の安定財源の確保等を図る 税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第62号 岩国市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

議案第65号 岩国市職員恩給条例を廃止する条例

議案第66号 岩国駅西口駅前広場整備工事請負契約の締結について

議案第67号 岩国駅東口駅前広場整備工事請負契約の締結について

議案第68号 室の木地区調整池設置工事請負契約の一部変更について

議案第71号 指定管理者の指定について

議案第72号 指定管理者の指定について

議案第81号 指定管理者の指定について

議案第82号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

議案第83号 山口県市町総合事務組合の 財産処分について

議案第87号 岩国市過疎地域自立促進計画の変更について

議案第88号 岩国市一般職の職員の給与に関する条例及び岩国市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

以上19議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め、可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について御報告いたします。

議案第10号 平成31年度岩国市一般会計予算のうち、本委員会所管分の審査におきまして、総務費の総務管理費の庁舎等管理費に関し、委員中から、本庁舎駐車場における駐車場整理員の配置及び、駐車場使用料 自動料金精算機の使用に当たっての利便性や安全性についての質疑があり、当局から、「新年度予算においては、駐車場整理員に係る経費として約829万円を、精算機等の保守点検に係る経費として約114万円をそれぞれ計上している。整理員については常時3人体制で、場内の安全確保・事故防止に関する業務のほか、精算機前の駐車券の出し入れの補助等の駐車の手順の円滑化に関する業務に従事している」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「精算機を設置した当初は、整理員に係る経費を節減することができるということであったと記憶している。また、本庁舎駐車場の利用開始直後から指摘されていたことであるが、南側の駐車場への出入り口へ左折で入場する際には、現在の精算機の設置場所では、大型車はかなり対向車線に膨らまないと進入することができず、大変危険である。加えて、岩国市民文化会館のリニューアルに伴って、利用者がさらに増加することも見込まれることから、例えば駐車場の一部を立体化するといった抜本的な対策を講ずる必要があるのではないか」との質疑があり、当局から、「現在の精算機のレイアウトでは、整理員による駐車券の出し入れの補助はやむを得ないと考えている。本庁舎敷地内において、新たに平面的な駐車スペースを確保することは困難であると認識しており、どのような手法であればスムーズな入退場ができるのか、また公共施設の再配置等を見据えた駐車場整備のあり方自体についても、さまざまな観点から検討してまいりたい」との答弁がありました。

続いて、総務費の特定防衛施設周辺整備費の市民協働施設整備事業費に関し、委員中から、「防犯設備整備事業として、市内各所に防犯カメラを設置すると聞いているが、事業の進捗状況及び設置場所の設定についてはどのようなになっているのか」との質疑があり、当局から、「本事業は平成30年度から実施しているもので、設置場所については、警察や自治会等と協議を重ね、最終的に160台の防犯カメラを設置する予定である。そのうちの40台については平成30年度に設計業務等を実施し、平成31年度に設置工事を実施することとし、残りの120台については、平成31年度に設計業務等を実施し、平成32年度に設置工事を実施することとしている。平成31年度の40台分については、比較的往来の多い国道2号付近から国道188号沿いの市沿岸部を中心に設置したいと考えている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「40台と120台の2回に分けて防犯カメラ

を設置することにより、その機種や性能に違いが出る可能性もあるが、そのことによる影響は考えられないのか」との質疑があり、当局から、「現在、初回分の40台について設計業務等を実施しているところであり、防犯カメラに求められる画素数や録画機能を個別のカメラに備える方式とするか、あるいはネットワーク化するかなども定まっていない現状において、当該影響を想定するのは困難であるが、160台全てを同一の機種としたほうが保守点検に係るコストを抑制できるのか、それとも同一の機種でなくても同様のコスト抑制が可能となるのかなどの検討を進めた上で、コストや管理手法の両面において影響が生じないよう努めてまいりたい」との答弁がありました。

本議案のうち、本委員会所管分については、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号 岩国市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の審査におきまして、委員中から、「本条例は、国を挙げて進められている「働き方改革」に沿ったものと考えるが、時間外勤務の上限等が定められる中で、定員管理適正化計画上の職員数と実職員数との乖離の状況はどのように推移しているのか」との質疑があり、当局から、「第二次定員管理適正化計画の終期となる平成27年度においては、計画上の職員数1,217人に対して、実職員数は1,168人となっており、結果的に合併当初の職員数1,490人から300人以上の削減が図られている。また、第三次の計画期間となる平成30年度においては、計画上の職員数1,147人に対して、実職員数はほぼ同数の1,148人となっている。これは、様々な諸課題に迅速かつ柔軟に対応していくために、平成28年4月1日の実職員数である1,147人を基準とした職員数を維持していく方針としたことによるものである」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「平成30年度の一般会計当初予算額も800億円を上回り、以前に比べて業務量が増加していることが明らかである中で、正職員が減員となることは、当然ながら嘱託職員や臨時的任用職員の増加を招くこととなる。働き方改革における「同一労働・同一賃金」の趣旨は、正職員の確保を求めているものと考えられることから、職員採用に係る社会人枠の拡大や採用機会の充実を図ることにより、実態に即した職員の適正配置を進めるべきではないのか」との質疑があり、当局から、「職員を取り巻く環境が変化していく中において、事務量に見合った適正な職員数を確保していくことは容易ではないが、定員管理計画に沿って、様々な工夫をこらしながら、職員の確保に努めてまいりたい、との答弁がありました。

本議案については、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しまし

た。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。